

厚生労働省岩手労働局発表
令和7年8月7日(木)

報道関係者 各位

【照会先】

岩手労働局雇用環境・均等室
室 長 井嶋 俊幸
室長補佐 千田 智勝
電話 019-604-3010

くるみんプラス認定及びくるみん認定企業を 決定しました！

岩手労働局（局長 しらいし 白石 よしはる 好春）は、次世代育成支援対策推進法に基づき、以下の事業主を認定しました。

また、認定企業に対して、認定通知書交付式を開催します。

「くるみんプラス」認定企業
社会福祉法人つくし会

（理事長 熊谷 茂）

令和7年7月3日認定

所在地・業種 一関市・医療福祉業



「くるみん」認定企業
株式会社千田精密工業

（代表取締役 千田 ゆきえ）

令和7年7月3日認定

所在地・業種 奥州市・製造業



「くるみん」認定企業
第一商事株式会社

（代表取締役 柴田 千春）

令和7年7月16日認定

所在地・業種 盛岡市・ビルメンテナンス業



●認定通知書交付式

日 時: 令和7年8月18日(月)13時30分～

場 所: 盛岡第2合同庁舎 5階会議室(盛岡市盛岡駅西通1-9-15)

「くるみん認定」とは、次世代育成支援対策推進法に基づき、一般事業主行動計画を策定した企業のうち、計画に定めた目標を達成し、一定の基準を満たした企業は、申請を行うことによって「子育てサポート企業」として、厚生労働大臣の認定を受けることができます。

また、「くるみんプラス認定」とは、くるみん認定基準を満たした上で、不妊治療と仕事との両立にも積極的に取り組み、一定の認定基準を満たした企業が、「くるみん認定」に追加で認定できる制度となっており、**県内では4例目**のプラス認定企業となります。

認定を受けると、認定マークを商品や広告、求人広告などに付け、「くるみん認定」は子育てサポート企業であること、「くるみんプラス認定」は子育てサポート企業であることに加え、不妊治療と仕事との両立をサポートする企業であることをPRできます。その結果、企業イメージの向上、労働者の理解促進やそれに伴う生産性の向上、優秀な労働者の採用・定着が期待できます。

今回の認定決定により、県内のくるみん認定企業は、プラチナくるみんプラス認定及びプラチナくるみん認定並びにくるみんプラス認定を含め、**59社**となりました。

※認定企業の取組状況については、別紙とおり。

※認定基準及び認定企業一覧については、参照のとおり。

「くるみんプラス」認定企業（県内 4 例目のプラス認定！）

社会福祉法人つくし会

（理事長 熊谷 茂）

所在地・業種 一関市・医療福祉業

労働者数 200 人（男 63 人、女性 137 人）

■一般事業主行動計画期間

令和 5 年 4 月 1 日～令和 7 年 3 月 31 日（2 年）



認定マーク
くるみんプラス

認定に係る取組状況

1 届出目標について

目標 1

職員の育児休業等期間中における、業務体制等の見直しをする。

達成状況

業務負担となっていた利用者のオムツ交換について、高性能のオムツへ変更して交換回数を約半分まで削減。また、利用者の入浴表を作成し、効率的に入浴業務を行えるようにし、育児による短時間勤務労働者がいる中でも、業務負担を減らせるように業務の見直しを行った。

目標 2

所定外労働削減のため、みんなで協力しあい業務を行う。

達成状況

これまで利用者の状況等に関する入力業務は、利用者から離れた所定の場所での作業となっており、また作業できるパソコンの台数も限られていたため業務が滞ることがあったが、タブレットを複数台導入したことで、どこでも滞りなく入力作業を行うことができ、スムーズかつ利用者への安定した介護サービスへの提供につながっている。

また、食事介助者の対応について介護員のみならず、職員全体でのサポートする体制をつくり、協力しあい業務を行った。

2 その他の達成状況

要件（プラス認定）

次の①及び②の制度を設けていること。

- ①不妊治療のための休暇制度（不妊治療を含む、多様な目的で利用することができる休暇制度や利用目的を限定しない休暇制度を含み、年次有給休暇を除く。）
- ②不妊治療のために利用することができる、半日単位・時間単位の年次有給休暇制度、所定外労働の制限、始業・終業時刻の繰上げ又は繰下げの制度、フレックスタイム制、短時間勤務、在宅勤務のうちいずれか

達成状況

- ①について、不妊治療のための休暇（年 24 日、時間単位で取得可能）制度を講じている。
- ②について、年次有給休暇を（通常の時間単位取得分と別に）時間単位で取得できる制度を講じている。

要件（プラス認定）

不妊治療と仕事との両立に関する研修その他の不妊治療と仕事との両立に関する労働者の理解を促進するための取組を実施していること。

達成状況

職員研修会にて、不妊治療と仕事との両立に関する研修を行った。

「くるみん」認定企業

株式会社千田精密工業（初）

（代表取締役 千田 ゆきえ）

所在地・業種 奥州市・製造業

労働者数 164 人（男 131 人、女性 33 人）

■一般事業主行動計画期間

令和 4 年 12 月 1 日～令和 7 年 3 月 31 日（2 年 4 か月）



認定に係る取組状況

1 届出目標について

目標 1

令和 7 年 3 月までに、男性の育児休業対象者の育児休業取得率を 50%以上にする。

達成状況

計画期間内の男性労働者の育児休業取得率は、55.6%であった。

目標 2

小学校入学前までの子を持つ社員の短時間勤務制度を導入する。

達成状況

小学校入学前までの子を持つ社員の短時間勤務制度を導入した。

目標 3

年次有給休暇の取得日数を社員一人当たり平均年間 10 日以上とする。

達成状況

社員の年次有給休暇の取得状況の確認を行い、計画期間中に年次有給休暇を時間単位で取得できるように就業規則の見直しを行い、社員一人当たりの平均年間取得日数 10 日以上を達成した。

2 その他の達成状況

要件

計画期間において、女性労働者の育児休業等の取得率が、75%以上であること。

達成状況

計画期間における、女性労働者の育児休業等を取得した割合は、100%であった。

要件

次の①～③のいずれかの措置について、成果に関する具体的な目標を定めて実施していること。

①所定外労働削減のための措置

②年次有給休暇の取得促進のための措置

③短時間正社員制度、在宅勤務、テレワークその他働き方の見直しに資する多様な労働条件の整備のための措置

達成状況

②について、年次有給休暇の計画的付与制度を導入しており、年次有給休暇の取得の促進のための措置を講じている。

「くるみん」認定企業

第一商事株式会社（2回目）

（代表取締役 柴田 千春）

所在地・業種 盛岡市・ビルメンテナンス業

労働者数 805 人（男 339 人、女性 466 人）

■一般事業主行動計画期間

平成 31 年 4 月 1 日～令和 6 年 3 月 31 日（5 年）

認定マーク
くるみん

認定に係る取組状況

1 届出目標について

目標 1

計画期間内に、育児休業の取得率を次の水準以上にする。

男性社員…取得率を 7%以上もしくは、育児休業取得者と会社独自の育児目的の休暇制度を利用した者の合計数を 15%以上にすること

女性社員…取得率を 75%以上にすること

達成状況

男性社員…育児休業取得率 62%。

女性社員…育児休業取得率 105%。

目標 2

全従業員の法定時間外労働を 60 時間未満とする。

達成状況

全従業員において 60 時間未満であった。

目標 3

仕事と育児や介護を両立支援する自社の制度の利用状況、両立支援のための取組の成果等を把握し、改善点に努める。

達成状況

年度ごとに取得状況を把握し、年度末の社内会議において取得状況を共有したほか、社内従業員へも制度周知の資料を配布し、取得促進の取組を行った。

2 その他の達成状況

要件

次の①～③のいずれかの措置について、成果に関する具体的な目標を定めて実施していること。

①所定外労働削減のための措置

②年次有給休暇の取得促進のための措置

③短時間正社員制度、在宅勤務、テレワークその他働き方の見直しに資する多様な労働条件の整備のための措置

達成状況

①について、毎月の社内会議において、時間外労働時間についての情報と各部署での取組を共有、改善に向けた話し合いの場を設ける措置を講じている。

■それぞれの分野で働きやすい職場環境をめざし、成果を上げている企業です。

■岩手県内の認定企業は以下のとおりです（公表企業のみ掲載）。

くるみん・トライくるみん・プラチナくるみん認定企業 一子育てサポートに積極的な企業ですー

※企業名の後に特記記載のないものは、くるみん認定企業です。



	企業名	所在地	業種	認定年月		企業名	所在地	業種	認定年月
1	(学)岩手キリスト教学園	盛岡市	教育・学習支援業	H21.3 H24.3 H29.4 H31.4 R3.5 R7.2	31	(株)北日本銀行 (プラチナくるみん)★	盛岡市	金融業	R1.5 R3.5
2	(株)岩手銀行 (プラチナくるみん)★	盛岡市	金融業	H23.5 H28.1	32	(社)福いつつ星会	二戸市	医療福祉業	R1.7
3	(株)東北銀行	盛岡市	金融業	H24.3	33	(株)長島製作所	一関市	製造業	R1.11
4	(株)エフビー	山田町	製造業	H24.7	34	岩手日化サービス(株)	盛岡市	建設業	R1.11
5	(国)岩手大学	盛岡市	教育・学習支援業	H24.7	35	第一商事(株)	盛岡市	ビルメンテナンス業	R2.2 R7.7
6	(株)プラザ企画 (プラチナくるみんプラス)★	奥州市	宿泊業	H24.10 H27.7 H30.2 R4.5	36	(株)中央臨床メディエンス	盛岡市	医療福祉業	R2.5 R5.5
7	(株)岩手日報社	盛岡市	情報通信業	H24.10	37	(株)富士通 岩手県支店	一関市	製造業	R2.5 R5.5
8	社陵高速印刷(株)	盛岡市	印刷業	H25.2 H27.5 H31.4	38	盛岡セイコー工業(株)	雫石町	製造業	R2.6
9	(株)平金商店	盛岡市	卸小売業	H25.2	39	(株)ペアレン醸造所	盛岡市	製造業	R3.5
10	(株)テレビ岩手	盛岡市	情報通信業	H25.3 H27.4	40	(株)中居都市建築設計	盛岡市	技術サービス業	R3.6
11	山口北州印刷(株)	盛岡市	印刷業	H25.3	41	宇部建設(株) (くるみんプラス)★	一関市	建設業	R3.7
12	(社)福東和仁寿会	花巻市	医療福祉業	H25.7	42	(株)キタカミデリカ	北上市	製造業	R4.2
13	(株)グランツ	花巻市	医療福祉業	H25.7	43	(株)アースデザインコンサルタンツ	大船渡市	技術サービス業	R4.2
14	(社)福和江会	北上市	医療福祉業	H25.10	44	(社)福愛護会	奥州市	医療福祉業	R4.5
15	(株)丹野組	二戸市	建設業	H25.10	45	いわて生活協同組合	滝沢市	小売業	R4.7
16	盛岡つなぎ温泉病院	盛岡市	医療福祉業	H26.2	46	(有)いわてにっかコミュニティ企画	盛岡市	医療福祉業	R4.10
17	(社)福誠心会	葛巻町	医療福祉業	H26.3	47	(株)こすかたサービス	矢巾町	サービス業	R4.11
18	白金運輸(株)	奥州市	運輸業	H26.6	48	(社)福つくし会 (くるみんプラス)★	一関市	医療福祉業	R5.5 R7.7
19	(社)福九戸福祉会	九戸村	医療福祉業	H26.6 H28.6	49	岩手基礎工業(株)	北上市	建設業	R5.8
20	(医)友愛会	盛岡市	医療福祉業	H26.11	50	昭栄建設(株)	盛岡市	建設業	R5.8
21	(社)福若竹会	宮古市	医療福祉業	H27.4	51	盛岡ガス(株)	盛岡市	電気・ガス・熱供給 水道業	R6.2
22	(株)菅文	二戸市	卸小売業	H27.5	52	(株)ミスサワセミコンダクタ	奥州市	製造業	R6.5
23	(社)福奥州いさわ会	奥州市	医療福祉業	H27.7 R1.6	53	キオクシア岩手(株)	北上市	製造業	R6.9
24	(社)福ひたかみ福祉会	奥州市	医療福祉業	H27.7	54	ゆわて吉田工業(株)	大船渡市	製造業	R6.12
25	岩手スバル自動車(株)	盛岡市	自動車販売・修理業	H27.10	55	(株)ワイズマン	盛岡市	情報通信業	R7.2
26	(社)福新生会	矢巾町	障害者福祉業	H28.1 R1.6 R4.5	56	新生ビル管理(株)	一関市	ビルメンテナンス業	R7.2
27	(株)水清建設 (くるみんプラス)★	盛岡市	建設業	H28.6 H30.7	57	佐藤建設(株)	田野畑村	建設業	R7.3
28	(株)バルコホーム	盛岡市	建設業	H30.4	58	(株)岩手マイタック	盛岡市	建設業	R7.4
29	(株)北日本朝日航洋	盛岡市	技術サービス業	H30.5 R4.6	59	(株)千田精密工業	奥州市	製造業	R7.7
30	(社)福岩手和敬会	盛岡市	医療福祉業	R1.5					

【くるみん・トライくるみん・プラチナくるみん】

次世代育成支援対策推進法に基づき、仕事と子育ての両立を図るための取組の実施状況等が優良な事業主は、申請により、厚生労働大臣からの認定（くるみん認定）を受けることができます。また、すでにくるみん認定を受けている場合、仕事と子育てに関する取組の実施状況等が特に優良な事業主は、プラチナくるみん認定を受けることができます。

令和4年4月1日より、トライくるみん認定制度が新設されたほか、くるみん認定、トライくるみん認定、プラチナくるみん認定を受けた事業主のうち、不妊治療と仕事の両立に関する取組状況が優良な事業主は、それぞれ、くるみんプラス認定、トライくるみんプラス認定、プラチナくるみんプラス認定として、追加で認定を受けられる制度が創設されました。

また、令和7年4月1日より認定基準が一部、改正されました。主な改正点としては、育児休業等の取得に係る基準や、成果に関する具体的な目標を定めて実施する措置の選択肢の見直しなどが行われ、くるみんマーク・トライくるみんマークの改正も行われました。

えるぼし・プラチナえるぼし認定企業

—女性の活躍が進んでいる企業です—

※企業名の後に特段記載のないものは、えるぼし認定企業です。

<1段階目>



<2段階目>



<3段階目>



<プラチナえるぼし>



	企業名	所在地	業種	認定年月		企業名	所在地	業種	認定年月
1	(株)薬王堂	盛岡市	小売業	H28.5	19	(株)めんこいメディア フレーン	盛岡市	サービス業 (他に分類されない もの)	R3.9
2	(株)岩手銀行	盛岡市	金融業	H28.5	20	(株)久慈設計	盛岡市	専門・技術サービ ス業	R4.3
3	(株)東北銀行	盛岡市	金融業	H28.6	21	(社福)愛護会	奥州市	医療福祉業	R4.5
4	(株)プラザ企画 (プラチナえるぼし) ★	奥州市	宿泊業	H29.3 R3.6	22	ゆわて吉田工業(株)	大船渡市	製造業	R4.9
5	(社福)永友会	盛岡市	医療福祉業	H29.11	23	(医)青樹会	盛岡市	医療福祉業	R4.10
6	岩手江刺農業協同組合	奥州市	複合サービス 業	H30.1	24	(株)岩手日報社	盛岡市	情報通信業	R4.10
7	第一商事(株)	盛岡市	ビルメンテナ ンス業	H30.5	25	(公社)花巻共立会	花巻市	医療業	R4.12
8	(株)バアレン醸造所	盛岡市	製造業	R1.7	26	新生ビル管理(株)	一関市	サービス業 (他に分類されない もの)	R5.4
9	(社福)とおの松寿会	遠野市	医療福祉業	R1.12	27	(一財)岩手県薬剤師 会検査センター	盛岡市	専門・技術サービ ス業	R5.8
10	(学)岩手キリスト教学 園	盛岡市	教育・学習支 援業	R2.1	28	(株)三和ドレス	盛岡市	製造業	R5.12
11	(株)吉田測量設計	盛岡市	専門・技術サー ビス業	R2.6	29	(株)ヒロキャリアス タッフ	盛岡市	サービス業 (他に分類されない もの)	R6.1
12	(株)中央臨床メディエ ンス	盛岡市	医療福祉業	R2.10	30	(株)たまごファクト リー	八幡平市	製造業	R6.3
13	(医)勝久会	大船渡市	医療業	R2.12	31	(株)いわて愛隣会	盛岡市	医療福祉業	R6.3
14	(株)佐々木組	一関市	建設業	R2.12	32	(社福)三陸福祉会	大船渡市	医療福祉業	R6.5
15	(株)ワイズマン	盛岡市	情報通信業	R3.1	33	(株)小田島組	北上市	建設業	R6.9
16	(株)ライプリー	北上市	小売業	R3.7	34	ノースジャパン素材流 通協同組合	盛岡市	複合サービス事業	R6.9
17	(株)システムベース	北上市	情報通信業	R3.7	35	一関信用金庫	一関市	金融業	R7.4
18	(株)小松製菓	二戸市	製造業	R3.9					

【えるぼし・プラチナえるぼし】

女性活躍推進法に基づき、自社の女性活躍に関する取組の実施状況等が優良な事業主は、申請により、厚生労働大臣からの認定（えるぼし認定）を受けることができます。

また、すでにえるぼし認定を受けている場合、女性活躍推進に関する取組の実施状況等が特に優良である事業主は、プラチナえるぼし認定を受けることができます。

お問い合わせ先

岩手労働局 雇用環境・均等室

〒020-8522 盛岡市盛岡駅西通一丁目9-15

TEL:019-604-3010

くるみん認定基準

参照 2

※認定基準については、令和7年4月に一部改正が行われました。
なお、令和9年3月31日までは旧基準で申請することができます。



1. 雇用環境の整備について、行動計画策定指針に照らし適切な行動計画を策定したこと。
2. 行動計画の計画期間が、2年以上5年以下であること。
3. 策定した行動計画を実施し、計画に定めた目標を達成したこと。
4. 策定・変更した行動計画について、公表及び労働者への周知を適切に行っていること。
5. 次の(1)又は(2)のいずれかを満たしていること。 (1) 計画期間における、男性労働者の育児休業等取得率が <u>30%以上</u> (旧基準：10%以上)であり、当該割合を「両立支援のひろば」で公表していること。 (2) 計画期間における、男性労働者の育児休業等取得率及び企業独自の育児を目的とした休暇制度利用率が、合わせて <u>50%以上</u> (旧基準：20%以上)であり、当該割合を「両立支援のひろば」で公表していること、かつ、育児休業等取得した者が1人以上いること。 <労働者数が300人以下の一般事業主の特例> 計画期間内に男性の育児休業等取得者又は企業独自の育児を目的とした休暇制度を利用した者がいない場合でも、次の①～④のいずれかに該当すること、かつ、該当の数値を「両立支援のひろば」で公表していること。 ① 計画期間内に、子の看護等休暇を取得した男性労働者がいること(1歳に満たない子のために利用した場合を除く)。 ② 計画期間内に、中学校卒業前(15歳に達した後の最初の3月31日まで)の子を育てる労働者に対する所定労働時間の短縮措置を利用した男性労働者がいること。 ③ 計画期間とその開始前の一定期間(最長3年間)を合わせて計算したときに、男性の育児休業等取得率が30%以上(旧基準：10%以上)であること。 ④ 計画期間において、小学校就学前の子を養育する男性労働者がいない場合、中学校卒業前(15歳に達した後の最初の3月31日まで)の子又は小学校就学前の孫について、企業独自の育児を目的とした休暇制度を利用した男性労働者がいること。
6. 計画期間における、 <u>女性労働者及び育児休業の対象となる女性有期雇用労働者の育児休業等取得率が、それぞれ75%以上</u> (旧基準：女性労働者の育児休業等取得率が75%以上)であり、当該割合を「両立支援のひろば」で公表していること。 <労働者数が300人以下の一般事業主の特例> 計画期間内に上記基準を満たしていない場合でも、計画期間とその開始前の一定期間(最長3年間)を合わせて計算したときに、 <u>女性労働者又は育児休業の対象となる女性有期雇用労働者</u> (旧基準：女性労働者)の育児休業等取得率が75%以上であり、当該割合を「両立支援のひろば」で公表していること。
(旧基準7)．3歳から小学校就学前の子を育てる労働者について、「育児休業に関する制度、所定外労働の制限に関する制度、所定労働時間の短縮措置又は始業時刻変更等の措置に準ずる制度」を講じていること。
7(旧基準8)．計画期間の終了日の属する事業年度において、次の(1)と(2)のいずれかを満たしていること、かつ(3)を満たしていること(旧基準：次の(1)と(3)のいずれも満たしていること)。 (1) フルタイム労働者の法定時間外・法定休日労働時間の平均が毎月30時間未満(旧基準：45時間未満)であること。 (2) フルタイム労働者のうち、25～39歳の労働者の法定時間外・法定休日労働時間の平均が毎月45時間未満であること。 (3) 月平均の法定時間外労働60時間以上の労働者がいないこと。
8(旧基準9)．次の①～③のいずれかの措置について、成果に関する具体的な目標を定めて実施していること。 ① <u>男性労働者の育児休業等の取得期間の延伸のための措置</u> (旧基準：所定外労働の削減のための措置) ② 年次有給休暇の取得の促進のための措置 ③ 短時間正社員制度、在宅勤務等その他働き方の見直しに資する多様な労働条件の整備のための措置
9(旧基準10)．法及び法に基づく命令その他関係法令に違反する重大な事実がないこと。

プラス認定基準

※トライくるみん・くるみん・プラチナくるみん認定の申請と併せて申請していただく必要があります。



1. 次の(1)及び(2)の制度を設けていること。 (1) 不妊治療のための休暇制度(不妊治療を含む多様な目的で利用することができる休暇制度及び利用目的を限定しない休暇制度を含み、年次有給休暇を除く。) (2) 不妊治療のために利用することができる次のうちのいずれかの制度 ・ 半日又は時間単位の年次有給休暇 ・ 所定外労働の制限制度 ・ 時差出勤制度 ・ フレックスタイム制 ・ 短時間勤務制度 ・ テレワーク
2. 不妊治療と仕事との両立の推進に関する企業トップの方針を示し、講じている措置の内容とともに労働者に周知していること。
3. 不妊治療と仕事との両立に関する研修その他の不妊治療と仕事との両立に関する労働者の理解を促進するための取組を実施していること。
4. 不妊治療を受ける労働者からの不妊治療と仕事との両立に関する相談に応じるための担当者(両立支援担当者)を選任し、労働者に周知していること。

その他の認定基準等については、厚生労働省ホームページよりご確認ください。

⇒https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_11367.html

